

雪の苦勞を軽くします

～舟形町の除雪サービス～

今年もいよいよ冬がやってきました。この季節になると私たちの生活にとって切っても切れない、雪や除雪に関する課題等が生まれます。これらの課題の解決には、地域の支え合いが必要となります。町の65歳以上人口が36%を超える中、自助・共助・公助の役割分担をしながら、今後それぞれの負担をどのように軽減していくかが重要となります。

町民のみなさんがより良く、冬でも安心して生活していけるよう、町が行なっているサービスを紹介します。



今年度の登録団体

町内名	団体名
長尾	長尾部落会
内山	内山除雪支援グループ絆
長沢一	長沢第一町内会
大平	大平町内会
紫山	地域支え合い除排雪活動支援隊
木友	木友町内会
長者原	長者原町内会
福寿野	福寿野地域コーディネートセンター
太折	太折除排雪支援組合
実栗屋	実栗屋町内会
洲崎	洲崎町内会スノーバスターズ
新堀	新堀町内会
西又	西又町内会

(12月11日現在)

地域の雪・除排雪の困りごとは 地域支え合い除排雪活動支援事業

雪に関する困りごとについて、地域に相談窓口を設けて助け合うなどの対応を行なっている町内会組織を支援します。

▼対象／町内会等の団体

▼支援内容／

・機械（とらん丸）の貸出（2地区）
・5万円を上限に「地域の除雪課題」の解決に資する経費を交付。

▼問い合わせ／

舟形町まちづくり課企画調整係
☎（32）2111（内線356）

ずうーっと舟形町に

暮らし続けるための支援事業

家までの生活道路※に
除雪車が来なくて
除雪がたいへん。

生活道路整備費補助事業
を活用すると費用の90%を補助

生活道路整備費補助事業を
利用するには？

生活道路整備費補助事業を利用するには、次のすべての条件に該当する必要があります。

- 道路の延長が概ね20m以上
 - 完成時の幅員が2.5m以上
 - 1戸以上の住宅があること
 - 完成時にアスファルト舗装またはアスファルト舗装に準ずる構造
 - 用地の同意が得られていること
 - 町内会長の同意が得られていること
- 詳しくはご相談ください。

▼問い合わせ／

舟形町地域整備課建設整備係
☎（32）2111（内線432）

道路の幅員が2.5m未満の場合や砂

利道の場合は、除雪車が運行できません。そのため、自力で除雪をしなければならず労力がかかります。それを解決するため、生活道路を利用者が整備する場合、工事費の90%を町が補助します。これは平成28年度から始まった事業で、昨年度は4件の生活道路を整備しました。

除雪車が通れるようになったことで除雪労力の軽減が図られ、冬期間の生活がより良くなります。

※生活道路：国道・県道・町道以外の道路で、日常的に使用される生活に不可欠な道路のこと

他にもこんな自助・共助のための補助制度があります

❄️ 小型除雪機購入補助事業

▼対象／次の要件をすべて満たす方

- ・町内に住所を有する方または町内に事業所を有する事業者
- ・税等に滞納がない世帯または事業者

▼補助対象／これから購入する除雪機で次の要件をすべて満たすこと

- ・新車の小型ロータリ除雪機（除雪幅600mm以上）等
- ・購入後7年以上補助対象者が所有すること
- ・町内に住所を有する販売会社から購入すること

▼補助金／購入費の4分の1以内で10万円上限

※高齢者世帯等除雪サービス事業の協力者で、かつ自主防災組織または舟形町地域支え合い除排雪活動支援事業の実務者として5年以上活動する方は、20万円上限。

※1世帯につき1回に限って交付。

▼問い合わせ／

舟形町まちづくり課企画調整係
☎（32）2111（内線356）

❄️ 高齢者世帯等除雪サービス事業

▼対象／次のすべてに該当する世帯

- ・自力または親族の支援で除雪ができない世帯
- ・65歳以上の高齢者または心身障がい者のみの世帯
- ・所得税非課税の世帯

▼除雪の範囲と活動費／

○屋根の雪下ろし 12,000円／日
（年間4回。町豪雪対策本部設置時は年間6回）

○玄関前の除雪 800円／回
（10cm以上降雪時で町道除雪出動時）

○重機を使った雪処理
自己負担は事業費の1割
助成の対象となる事業費は60,000円が上限
（年間1回。重機が必要と認められた場合）
○町内会などの団体のボランティア
3,000円／回
（除雪機の燃料代等）

▼問い合わせ／

舟形町健康福祉課福祉係
☎（32）2111（内線333）